

第2回世羅町議会臨時会会議録

令和5年7月10日
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第2回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和5年7月10日
午前10時30分開議
於：世羅町役場議場

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第8号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第 6 | 議案第50号 建設請負契約の締結について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田睦浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

11番 山田睦浩 1番 高橋公時

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(5名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
財政課長 矢崎克生	
教育長 早間貴之	学校教育課長 平尾浩一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

開 会 10時30分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、議場でのマスクの着用は個人の判断としておりますので、ご了承願います。また、議場の定期的な換気を行います。

また、5月1日から庁舎内クールビスにより、軽装による勤務を行っております。議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和5年第2回世羅町議会臨時会の開会にあたりましてご挨拶申し上げます。

明日からは夏の交通安全運動が始まります。20日までとなっております。スローガンは「運転はゆとりとマナーの二刀流」でございまして、現状こういった梅雨時期でもございます。雨で視界等も悪くなってまいります。十分お気をつけいただければと思っております。

まだ町内で話題沸騰のコウノトリの3羽については名称が決定したということで、喜羅（きら）、希羅里（きらり）、羅々（らら）ということで選定いただきました。今回この名称を提案いただいた方々への表彰と言いますか、お礼の部分については22日に行うこととなっております。

それと現状ニュース等で西日本に関して、かなり梅雨のなかで線状降水帯が発生してございまして、現状では九州の福岡、大分等に大きな被害をもたらしているようでございます。町内におきましても昨日警報等も出るなかです。ね、職員を待機させるなか、今朝も4時頃からですね、対応にあたっているところでございます。現状では一部倒木並びに溝が埋まるなどの連絡をいただいているところでございます。今後におきましても危機管理にしっかり努めてまいりたいと思っております。

本日の臨時会につきましては報告1件並びに建設請負契約の締結についての2件でございます。慎重審議いただくなかでどうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、

これより令和5年 第2回世羅町議会 臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 山田 陸浩議員、1番 高橋 公時議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

ここで本会議前の全員協議会の質疑が終結しておりませんので、暫時休憩とさせていただきます、引き続き行いたいと思えます。ここで暫時休憩といたします。

暫時休憩 10時35分

再開 11時01分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3 報告第8号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 報告第8号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月10日 提出

世羅町長 奥田正和

1 専決処分の内容

公用車の事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

和解の相手方	所有者
住所	世羅町
氏名	世羅町内 法人

事故の概要

(1) 事故発生日	令和5年4月26日午後1時55分頃
(2) 事故の発生場所	世羅町大字西上原 商店駐車場内
(3) 事故の状況	上記日時及び現場にて、発進時に前方の確認不足により建物の軒に接触した。

損害賠償の額 174,662円

2 専決処分年月日

令和5年6月28日

報告は以上でございます。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第 8 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第 4 議案第 50 号 建設請負契約の締結について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 学校教育課長（平尾浩一） 議長。
- 議長（米重典子） 学校教育課長。
- 学校教育課長（平尾浩一） 議案第 50 号
建設請負契約の締結について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり（仮称）世羅町学校給食センター整備運営事業建設請負契約を締結することについて、町議会の議決を求める。

令和 5 年 7 月 10 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

（仮称）世羅町学校給食センター整備運営事業の実施に係り、公募型プロポーザルによる審査結果に基づき、平原・風呂迫特定建設工事共同企業体（平原建設株式会社、株式会社風呂迫建設）、株式会社あい設計、株式会社中西製作所 中四国支店と建設請負契約を締結したいためでございます。

（詳細説明）

- 議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

- 4 番（矢山 武） （挙手）
- 議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。
- 4 番（矢山 武） 4 番。管理運営業務を 22 年間にわたって委託をする。22 年までですね。ハーベストネクスト株式会社について県内での実績とか、またこれらの業務を執行するにあたって一定の人数が必要ではないかと思うんで

すが、そこらについて、人員確保についてどのように進められるのか。金額算定にあたって17億円ですか。金額にあたっての算定をお尋ねをいたします。

○議長（米重典子） 矢山議員、この議案は建設請負契約の議案であります。

▼【矢山議員：「一体的に決めるわけじゃけえ、関連しとることを。」】

○議長（米重典子） 全体的にね。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） まず矢山議員おっしゃっていただきました人員の確保につきましてハーベストネクストのほうでは、調理業務19名に、配送業務5名の計24名体制を今の段階で挙げられております。

また町といたしましては、そういった調理員につきまして現在の学校給食センターや保育所に勤務いただく調理員の皆様方に対しましては、先ほど申し述べた業者、民間事業者ハーベストネクストへ再雇用についてですね、時期を見計らったうえで、意向確認と説明会を開いていただくという流れとなっております。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 全協においても一定の説明を受けたところでありますけれども、今回提案されました建設費用のほうでございます。全体でありましたら約29億円。税込みで約29億円、税込みで29億4600万円ですか。こういった大きな金額であります。今回この事業を公募するにあたりまして、公募型プロポーザル、事業者、3つの事業者、これは暫定的なものか、月、花、雲ということで3つの事業者が各提案をされたらと、このように伺っております。この3者の入札金額に関しまして、今回この契約を受けた事業者というのが、1億円以上高い事業者、ここが最終決定されているという、こういった事実であります。今回この29億円近い事業の内のまず建設費用であります12億3600万円。この建設費用、月、花、雲、この建設費用だけとってみればどのような割合になっていたのか。3者の比較をご説明願いたい。それと併せて1億円も高い事業者を最終落札させたこの経緯について町の考えをお伺いいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 高橋議員おっしゃっていただきました、やはりその価格評価における評価方法、そもそもそれが妥当だったのかというところが一番大事な部分かなというふうにお聞かせいただきました。まさにおっしゃるとおりだと思います。今回のプロポーザルにおきます価格評価の評価方法につきましては、すべての提案者が自らの価格評価点をあらかじめ評価、計算できましたので、性能審査における競争性が大きく発現される、こういったことを期待してこの方法をとりました。具体的には価格評価の配点を自ら各業者がですね、計算しうるができるため、各グループともですね、性能評価、ここが私たち業者の事業業務の売りですというところに熱くそして思いと、それから安全性等含めたプレゼンを聞かせていただきました。そういった意味では町としてより良い提案が得られたというふうに捉えております。そういった部分での1億という非常に大きな額ではございますが、そういった意味では非常に長い17年間を見通したうえでの長期の契約という意味では、これは良かった点ではないかと町としては思っているところでございます。また、もうひとつの建設にかかる費用、各事業者それぞれの割合というところは、これは全体でお示しされているものでございますので、割合の部分、部分のところはこちらとしては把握しておりません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今回の建設に関わりまして、私も一般質問等でこの学校給食センターについてはいろいろとご質問させていただいたところであります。全協でも一定にお伺いさせていただきましたけれども、まず場所について、この場所についてなぜここを選定されたのか。そしてもうひとつは、この場所を第2グラウンド、ここを使用することによって現在既存で使われている団体等にも影響が出てくるのではないかと思います。そうしたところのきちっとした配慮がなされてこの事業が行われていっておるのか。ここは2点聞きます。駐車場がたぶん減ってきます。この点のこの事業に関して駐車場の件と、

ここを使用されていた各種団体、今のグラウンドゴルフの関係もありますが、こういったところの問題点をきちっと現在の時点で整理ができておるのか、まだ進行形中なのか。こういったところをお伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 2点ご質問いただきましたが、先に2点目のグラウンドゴルフをご利用されている方等含めた質問に対してご説明させていただきたいと存じます。

まず、世羅小学校第2グラウンドを使用するに至りまして、現在利用されております昭和町地区のグラウンドゴルフの利用者の皆様、それから、ほかにもですね、昭和地区のみならず年数回世羅小第2グラウンドを利用されている方、また体育館等で駐車場として利用されている方、それぞれいらっしゃるかと存じます。それぞれの各団体代表様には今後7月下旬から8月上旬にかけてこの世羅小学校第2グラウンドが利用できなくなる旨、併せて陽だまり公園の北側グラウンド部分の利用ということについてその関係の皆様方にはご理解を得ているところでございます。

しかしながら公園ということでもありますので、いつでもどこでもどなたでもというところの観点から申し上げますと、その方のみならずということになるかと思えます。ひとつ臨時という部分でご提案させていただいたり、また高橋議員おっしゃっていただきました放課後児童クラブ、いわゆる駐車場のところですかね。のところも含めながら、今後関係課、担当課と相談のうえ、連携をし、協議してまいりたいと存じます。改善を図ってまいりたいと思えます。

一つ目の場所についてでございます。過去の経緯については、以前も少しお話をさせていただいたのかと存じておりますが、教育委員会といたしまして現段階から学校給食センターを建設するうえでどこの位置が適しているかということを始めしています。そもそもということになると、私も十分答えられないんですけれども、今あるところからどこが適しているかということではほかにも3つほど建設予定地というのを探ってまいりました。そのなかで施設管理、それから下水、それから配送の距離等含めて、総体的に鑑みるなかで、現在の

世羅小学校第2グラウンドが適しているということを鑑み、皆様方にもお諮りさせていただいたところでございます。十分な回答になってないかもしれませんが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほど1番議員がお尋ねしたようにですね、価格評価の部分でもう少しお尋ねをいたします。

全体の金額がですね、前回の全員協議会で説明があったときの金額、29億から28億の間でございますけれども。そのなかでですね、今回価格評価点の一番少ない事業者に決まっておりますけれども、価格評価点が少ないということは、価格が高いのだと私は思うわけですが、ただ全体の金額が決まっているなかで、建築費というものはある程度こちらが要望したことをやって、その金額を出したということだと思うんです。ということは、建築費に係る費用が大きい。ということは残りの費用が少なくなるということですね。見たときにですよ。割合から見たときに。だから他の2つの事業グループの場合はですね、建築費に係る費用が少なくて、後の部分へたくさんお金を使っておるといふような理解ができるのではないかと私は思うわけですが、ですから、建築費に係る金額というものをきちっとどのくらい出してきたのかということをお教えいただかないといけないところではないかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 上羽場議員のご説明を聞くとですね、なるほどそのとおりだなとお伺いしたところでございます。しかしながらこのたびの契約のやり方がですね、先ほど申し上げたようにですね、DBOという形ですべて総体をしてというところで、たとえば提案全般、施設整備、開業準備、維持管理運営といったところで、すべて区分けをしたうえで、予算、元々、以前ご説明させていただきました31億以下というところ含めて、評価基準というところをクリアしたところがまず3つというところで挙げてきました。そのなかで

事業計画に多額を投資している、施設のところに多額を投資しているというものではございません。トータルで金額を計ったうえで、なおかつその施設整備についてどのような工夫、それから安全性、機能性、経済性等含めた点があるかをしっかりこちらのほうでプレゼンで把握したうえで点数評価をしたものでございます。

一定程度の評価水準というか、基準となる額、それから求められているものについてすべてクリアされたうえで、なおかつ加点のなかでこのグループを決めたといった経過がございます。併せてまた各グループごとの全体の予算わかるものの、先ほどおっしゃっていただきました各建設費、運営費、諸々分かれた部分につきましては、現在手元にはございません。たいへん申し訳ございません。またそういったところも視点にご説明させていただければと思っております。今のところありません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 全協を通して思ったんですが、同僚議員が前々から質問していた、1年以上前からだったろうと思うんですが、この給食センターの話しが出た段階、今の駐車場の話や、グラウンド利用者の話、元々あのグラウンドがどういった経緯で統合のときできてきたかといったところを踏まえれば、この提案の前にですね、一定程度の整理が本来なされてから、この議案提案がなされるべきというのが筋だろうと私自身は思っております。それが今回、全協のなかで言うと、協議検討中であるとか、臨時的にとか言った言葉が出てまいりました。これについて非常に残念だなと思います。一定程度の期間はあったわけで、それを教育委員会としてどのように対応してきとったか。それは学校のことなんでもう納得してもらおうねえという、ある程度高い位置からの押しつけがあったのではないかと思ってしまう点もあります。その点がですね、非常に残念だなと思うところなんです、そこのご見解はいかがでしょう。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 田原議員おっしゃるとおりですね、上から目線

でという気は、全然私たちのほうは当然ないんですけれども、ただ丁寧な説明がないなかで、こうしてくれませんか、こうしていただけませんかというふうに捉えられてしまいますと、当然上からこういうふうに言われたというふうな形になってしまうかなというふうに、改めて反省しているところでもございます。

ただこのグラウンドゴルフにつきましては、我々も大変危惧をしておりますので、昨年11月終わりからですね、関係団体の皆様、そして12月の終わりまでに1軒、1軒、代表者の方にはなりますが、すべて文書を持って回らせていただいた、ご説明させていただいたという経緯がございます。そうは申しましても、今日に至るまでにそれまでの過去の経緯を含めた整理の仕方があったのではないかなというふうには思っております。以後気をつけてまいりたいと思えます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

したがって、議案第50号 建設請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和5年 第2回世羅町議会 臨時会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 1 1 時 3 0 分